

標準委員会 発電炉専門部会 リスク情報活用ガイドライン分科会
第13回 (P12SC13) 議事録 (案)

日 時： 2008年6月12日(木) 13:30~17:00

場 所： 東京都 東京機械本社ビル 6階 第5会議室

出席者： 平野主査 (JAEA)、福田副主査 (JNES)、成宮幹事 (関電)、今井委員 (東電)、
植田委員 (電中研)、河井委員 (原技協)、倉本委員 (NEL)、栗坂委員 (JAEA)、
坂田委員 (三菱重工)、小島委員 (ASME 原リ委員)、佐治委員 (三菱重工)、
関根委員 (JNFL)、橋本委員 (東芝)、久持委員 (日立 GE)、藤本委員 (JNES)、
御器谷委員 (NISA)、門谷委員 (原電)、山口委員 (阪大)、米山委員 (TEPSYS)

常時参加者： 大家 (関電)、高木 (原技協)、西岡 (四電)、廣川 (TEPSYS)、
藤田 (中電 CTI)

(敬称略)

配布資料：

- P12SC13-1 第12回分科会議事録 (案)
- P12SC13-2-1 リスク情報活用実施基準(案)H19.11へのコメントおよび対応方針(案)
- P12SC13-2-2 実施基準(案)へのコメントおよび対応方針(案)
(完全終了でないものを抜粋)
- P12SC13-3-1 リスク情報活用実施基準(案)へのコメントおよび対応方針(案)
- P12SC13-3-2 実施基準(案)へのコメントおよび対応方針(案)
(完全終了でないものを抜粋)
- P12SC13-4 原子力発電所の安全確保活動へのリスク情報活用に関する実施基準 (案)
- P12SC13-5 ALARAに関する議論内容
- P12SC13-6 リスク情報活用実施基準の個別活用分野への適用について

議事及び主な質疑応答

(1) 出席者確認

成宮幹事により出席者数を確認し、全委員数23名のうち18名が出席しているため、本分科会の定足数を満たすことが確認された。

(2) 資料確認

議事次第に基づき配布資料の確認を行った。

(3) 前回議事録案の説明

成宮幹事より、資料 P12SC13-1 を用いて、前回議事録案について説明があった。コメント無く了承された。

(4) 人事について

笠井委員（原技協）から委員辞退の申出があり、承認された。また、常時参加者として、桐本氏（原技協）の辞退、ならびに、新たに高木氏（原技協）の参加の申出があり、承認された。

(5) 実施基準(案)のコメント対応方針の確認

成宮幹事及び実施基準案の各執筆担当から、主に資料 P12SC13-2-1、13-2-2、13-3-1、13-3-2 により、コメント対応方針について説明があり議論を行った。以下のような議論がなされた。

- a. 「5.1 リスク情報活用対象への活用方法の検討及び現行規制との関連性確認」
(資料 P12SC13-2-2 コメント No.13-1～13-5)
 - ・ 本体案 b)項の「満足性に与える影響」の記載は、「適合性に与える影響」という表現とする。
 - ・ 解説 3.2 における AOT 変更の活用例の記載においては、事業者の申請をするところまでの記載とするということとし、申請以降に踏み込んだ印象のある記載となっているのであれば修正を行う。また、NISA と電事連で検討を行っている AOT 先行的試行での議論との整合も取って記載を考えていく。
- b. 「5.2.4.1 確率論的安全評価の範囲」(資料 P12SC13-2-2 コメント No.35-1)
 - ・ ここに言う定性的評価と、後章で出てくるリスク許容基準として全リスクを使う場合と内的リスクのみを使う場合分けというのは、直接的に関係があるとはしておらず、解説の定性的評価の記載は、一般的説明としての例示である事を確認した。
- c. 「5.5 リスクの再評価」(資料 P12SC13-3-2 コメント No.95-2)
 - ・ PSA の再評価を、PSR 分科会で検討するという様な対応方針記載があったが、PSR での検討をここでの対応方針に入れるのは適切ではないので、再度検討する。

(6) 許容基準の設定の基本的考え方、許容基準との比較について

米山委員から、主に、解説 3.3.3.5、3.3.3.6 の記載内容の説明があり議論を行った。この結果、許容基準に関して以下のとおり、分科会での一応のコンセンサスが得られた。これを踏まえて、次回以降では、ベースラインリスクの定義についても議論をしていく事となった。

- ・ 3.3.3.6 d)の記載における、内的事象以外のハザードは定性的評価で良いとしている事については、分科会での合意を得た。

- ・ 3.3.3.5 b)1)の記載における、内の事象リスクでの絶対値が十分に小さい場合には更に相対値で抑制することは考慮不要としている事については、全リスクの許容基準と内の事象リスクの許容基準との考え方を統一する観点で、どちらにも相対値基準を設ける事となった。
- ・ また、内的リスク基準については、常に適合することを要求されるものではなく、全リスク評価ができない又は省略する場合に比較する厳しい基準という意味合いを、解説等で明確に記載する様にしていくことが、確認された。
- ・ 更に、解説図6の領域Ⅱ－1に関連して、絶対値基準の境界値（性能目標を同時に満足する必要がある）に関する記載を、標準本文にも加える事となった。

(7) ALARAに関する議論

橋本委員から、資料 P12SC13-5 により、これまでの ALARA に関する議論の整理結果、記載方針案（本体 5.3.1 実施計画の策定に記載）が説明され、議論を行った。

この結果、ALARA を「実施計画の策定」において記載するという事と、補償措置とは別のものと扱うという事について、分科会での合意を得た。

(8) 個別活用分野への適用イメージに関する議論

今井委員から、資料 P12SC13-6 により、リスク情報活用の具体的な適用を想定している「保守管理重要度」、「保安規定の AOT」、「停止時リスクの管理・監視」の3種類の個別活用分野に対して、現在検討中のリスク情報活用実施基準を適用した場合の考慮事項等について概略的なイメージが説明され、議論を行った。

この結果、この資料の目的が、個別活用分野に照らした標準案の検証に使用できるものであり、今後も適宜議論に使っていく事を確認した。また、そのためにも、適用という視点で、各記載内容はもう少し整理をしていく事となった。

(9) その他、今後の予定

成宮幹事より、次回分科会は、7/22 の週くらいで開催することとし、開催日は別途メールにて調整する事が提案された。

次回分科会での議論メニューは、次の様なものを考えているとの紹介があった。

- ①標準案修正・コメント整理表の確認
- ②本文と解説及び本文間の整合の確認、品質保証・文書化に関する議論
- ③NISA ガイドラインとの整合性の確認
- ④標準案の個別活用分野に照らして検証
- ⑤標準案の仕様規定化という視点からチェック

以 上